

# 地方都市視察報告書

文教委員会

1 実施日 平成23年10月27日

2 視察地 大阪府 寝屋川市

## 【市の概要】

(1)面積 24.73 平方キロメートル

(2)人口・世帯数（平成23年10月1日現在）

人口 242,921 人

世帯数 107,456 世帯

(3)寝屋川市は、平成13年4月1日に特例市へ移行した。

特例市は、地方分権を推進することを目的として、平成11年の地方自治法の改正により創設された新たな都市制度である。政令指定都市、中核市に加えて、さらにきめ細かく人口20万人以上の市に対して一定の事務権限を一括して移譲することによって、地方分権時代の地域の新たな担い手として個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現しようとするものである。

3 視察項目

スクールソーシャルワーカーについて

4 視察参加者

## 【委員】

あざみ民栄委員長 中村しんいち副委員長 久保広介委員

ひやま真一委員 えのき秀隆委員 おのけん一郎委員

佐藤佳一委員 豊島あつし委員 吉住はるお委員

## 【随行】

議会事務局 武藤 弘 佐藤 勇治

5 視察結果報告

(1)視察目的

市の先進的なスクールソーシャルワーカーの活動等を学ぶ

(1) 視察内容

先進的なスクールソーシャルワーカーの活動、取組み方法をパワーポイント

により、また、実体験を通じた説明を受け、質疑を行った。

## (2) 考 察

SSW の配置は家庭環境など子どもたちの抱える問題を解決するために「福祉的アプローチ」を学校に取り入れることを目的とする。

寝屋川市の SSW 事業が 1 人の SSW で機能していることには大変驚いた。

寝屋川市では、子どもたちの抱える問題の背景・原因を見極め（見立て＝アセスメント）、それに応じた具体的手立て（プランニング）を行う「ケース会議」を各学校が行っている。SSW は、①重篤な事例の「ケース会議」のコーディネート、②「ケース会議」のコーディネーターの養成、③虐待研修の講師が主な活動。「ケース会議」では子ども一人ずつ「カンファレンスシート」があり、小中 9 年間一貫して見ていく。こうした一連の取り組みが大変参考になった。実際、SSW 導入前と比較し不登校は減少しており効果を上げている。

関係機関との協力体制づくりはまだ不十分との問題意識は新宿区も同様であり今後さらに取り組む必要がある。

寝屋川市の SSW は大変有能だが、一人で 24 小学校・12 中学校を見ている現状、また時間あたり 3500 円の報奨費は今後の人材確保という面からは課題である。

SSW を置かなければならない現状、子供の抱える問題そのものを生み出す原因について分析し、根本的に解決することも大切である。

## 6 新宿区政への反映

現在新宿区は不登校対策委員会の設置、SSW の配置、「ケース会議」と同様の「サポートチーム会議」等を行なっているが、来年度以降新たに SSW を投入する際は、寝屋川市の取り組み・ノウハウを参考にし、本格的・継続的な SSW 事業にしていく。

## 7 主な質疑・応答

問 1 小中一貫校はいつからか。また、小中一貫校によって不登校が減ったのか。

答 1 小中一貫教育をとおして様々な取り組みを 9 年間の枠の中で行い、入り口から出口までを見通した施策を行ってきた。その結果である。

問 2 小中一貫校については、先ず、モデル校、試行という考えはなかったのか。

答 2 「全ての子どもたちを」という観点で、かつ、1 中 2 小という形で進めてきた。

問 3 いじめの減少についてはデータがあるか。

答 3 学校が認知した件数は、減少傾向にある。

いじめと虐待との関係については研究を進めていないが、言えることは満たされていない養育環境や暴力的いじめに所以するという、後天的要因があるにとら

えている。そういったことがいじめに繋がっているのではないか。

問4 小学校29校、中学校12校で、減少傾向を見て1中2小という方針としたと。小学校29校を24校に統廃合したということだが、いろいろ問題があったのではないか。

答4 平成12年に減少傾向になって、廃校問題が出てきた。当時26校の2校を廃校。1中2小、小中一貫教育にすることにより教育の水準を上げるのだということを謳わせていただいた。13年度から17年度スタートまでの4年間は、すさまじいものがあったと聞いている。例えば、説明会終了後、バリケードが張られ出られないようにされた。駅のホームで突き落とされるのではないかと、大変であった。しかし、それを乗り越え、17年度から今日に至っては、評価を頂いている。

問5 新宿の場合は、学校選択制があるが、寝屋川市は、選択制を取らず、1中2小・地域で子どもを育てていく視点と思うが、選択制についての議論はあったか。

答5 「2小」の中での選択はあるが、その後選択制はない。

問6 選択制がないことのメリットや効果はあるか。

答6 地域の学校であり、地元の子供たちは、地域住民に支えられている。

問7 スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置状況は。何校にひとりとか、カウンセラーとのかかわり方は、どのようになっているか。

答7 市で1人。

派遣型配置であり、SSWのスケジュール管理等を担当指導主事が行っている。

活動内容は、校内ケース会議での福祉的助言や教職員（全中学校12校）対象の虐待研修・ケース会議コーディネーター養成研修などである。

問8 これだけの件数を一人のSSWで処理しているのは大変だと思うが。

答8 アセスメント（見立て）的指導が主なものである。

校内ケース会議は、各学校で行われている。その中で重篤な事案などに関しては派遣する。また、教員などに対してアセスメント力、専門性を高める指導を行っている。

問9 スクールカウンセラーの人員は。

答9 大阪府からの配置で、全中学校なので12人。また、市単費で教育センターに1人。

（補足）大阪府では、不登校生が非常に多く、全国1位だったので、SSWを

取り入れようとした。ＳＳＷというものが認知されず、予算化されなかった。

１７年２月に知事選があり、当時大田知事で２期目にあたり、教育課題は不登校だということで、ＳＳＷ事業が目にとまった。寝屋川市にも配置されることとなった。

配置先は、荒れ果てた和光小学校に決まった。１７年度からＳＳＷが入り、その結果、現在では不登校生ゼロという成果をあげている。

問 10 発達障害の生徒数が増えているか。

答 10 発達障害者数の増加はないと認識している。

巡回相談員３人、担当指導主事２人により、課題のある子供を早期に発見するように心がけはしている。

問 11 児童虐待の数は増えているか。

答 11 これも増えているという認識はない。積極的に支援をスタートしている。

問 12 保護者の精神疾患やネグレクトが増えていると、その原因を探って、そういう親をなくすことが大切である。また、どうしてそのような親が育っているのかという分析はしているか。

答 12 精神疾患、及び経済的困窮といった家庭から多く見られると、ただ、被害・加害・被害の連鎖を食い止めるのが教育の果たす役割と思っている。

問 13 コーディネーターの立場、そもそも教員がコーディネーターなのか。

答 13 支援教員コーディネーターが中心となって、この方がケース会議コーディネーターとなっている。

問 14 校長、副校長ではなく、コーディネーターに情報の一本化をしたとのことだが、この仕組みを教えてもらいたい。

答 14 和光小学校では、どんな些細なことでもコーディネーター（加配教員）に情報を流しなさいと、そして、校長はそのコーディネーターから聞くというシステムにした。

そして、必ず週に一回のケース会議を行う。その中から、その子のアセスメント（見立て）を確認し、そのうえで、手立て（プランニング）をやる。この繰り返しである。

問 15 取扱い件数をみると、コーディネーターの役割は大きいと思うが。

答 15 和光小の場合は、加配教員のコーディネーターであるが、他の学校すべて加配ではないので、研修を重ねて、重ねて、現在、各学校にコーディネーターが育った。

問 16 ケース会議やコーディネーター養成研修にあたり、マニュアルが構築されているか。

答 16 マニュアルはなく、それぞれ独自に行っている。

問 17 生徒指導に当たっては、関係機関などの連携はどのようにしているか。課題は。

答 17 教育、司法、福祉の壁は低くはない。子どもをどういう側面で見ると、支援するかそれぞれ専門性がある。それらを融合させるためのコミュニケーションが重要となる。数多くの会議を仕掛けていくことが重要である。

問 18 指導主事の方々がコーディネートして、生徒指導を行うとあるが。

答 18 児童生徒支援者ということで、1 中学校に一人、2 小学校に一人を置き、不登校の生徒に対応している。週 5 日勤務である。不登校の生徒を迎えに行くとか、別室で指導したりしている。

問 19 研修をとおして、原因追究までにレベルアップできるのか。

答 19 1 年間の研修をとおして、アセスメントまではできないが、観察力が養われ、相当のレベルになれる。

社会福祉の視点を持つことは大変に重要なことである。教員たちだけの狭い視野ではいけない。

問 20 ケース会議に出るコーディネーターと各生徒の情報を持った担任教員と情報交換というか、情報収集の方法は。

答 20 カンファレンスシートに担任及び関係者が、共同して情報を落とし込み、1 枚ものとして作成する。それを会議関係者の全員が見て、ケース会議を進める。

問 21 カンファレンスシートという仕組みがあるので、教員も気づいたことを書きやすくなるということか。

答 21 児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)にある学校の責務として、ケース会議コーディネーターを養成するとともに、虐待防止研修によって周知研修を行うこととある。これにより、虐待に関する気づき、目配りが養われ、シートに書き込むことになる。

問 22 カンファレンスシートの内容はどのようなものか。

答 22 目につく子どものケース会議が行われ、そのあとで、追っかけ調査を行う。ことが起きてからケース会議を行うのではなく、気にならないところを気になるようにして目配りをしていく。継続カンファレンスシートと表現している。

問 23 カンファレンスシートは、学校現場で収束されるのか。

答 23 学校の自立性を尊重するので、通告するもの以外は市教育委員会へのシートの持込みはない。

問 24 S S Wの身分は、賃金は。

答 24 報酬の形態で、身分保障はなく、将来の課題である。他市では、非常勤職員という形態もあると聞いている。謝金は、時間3, 500円である。

問 25 スーパーバイザーと家庭教育サポーターとの関係は。

答 25 大阪府に3人いて、S S Wの助言指導を行っている。それとは別に、寝屋川市に1人来ている。家庭教育サポーターは、他の課であり、良く把握していない。

問 26 カンファレンスシートは、小学校、中学校との関係は。

答 26 一定のものは引き継いでいる。今後は、すべて小学校から中学校へ引き継ぐ予定。(検討中)

## 8 その他

### 【共同視察者】

教育支援課長 齊藤 正之